

No.14	調査課題名：魚介類の自然毒に係る調査					
調査目的	本調査では、魚介類の自然毒に関する調査を行うものであり、魚類については、シガテラ毒、パリトキシン様毒等、また、貝類については、PSP、DSP、ASP（記憶喪失性貝毒）、NSP（神経性貝毒）等の人体に有害な作用をもたらす様々な自然毒に関する発生メカニズム、抽出・検出方法、汚染実態調査データ等の科学的知見、各国及び国際機関の報告書、規制情報等を収集・整理し、分析を行い、今後のリスク評価に資するものとする。					
その他	進捗状況 ( <input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18. 9. 19	契約締結日	H18. 10. 27	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	株式会社三菱総合研究所				
	契約金額	11,878,514円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				

## 別紙

# 魚介類の自然毒に係る調査仕様書

### 1. 調査の目的

我が国は四方を海に囲まれており、魚介類を重要なたんぱく源としてきた。近年、食の多様化により、これまで輸入されていなかった魚介類の輸入が増加している。各検疫所においては、輸入魚介類における貝毒（PSP（麻痺性貝毒）、DSP（下痢性貝毒））が確認されているが、基準値を超えたものについては、食品衛生法上不適格とされ、積み戻しや廃棄、滅却等の措置が講じられている。また、今後、地球環境の変化により、本来熱帯に生息する低生産性渦鞭毛藻が日本沿岸でも大量発生することにより、これを摂取したアオブダイのみならず、他の魚類においてもアオブダイ（パリトキシン）を蓄積し、これと食べた人がアオブダイ様食中毒を引き起こす可能性がある。また、シガテラ毒産生プランクトンの分布が温帯地域に移行し、宮崎県や千葉県においても、イシガキダイによるシガテラ中毒が発生している等の知見がある。

上記の自然毒以外にも、多様な魚介類が保有する可能性のある自然毒による人体への被害を未然に防ぐためには、魚介類、特に輸入魚介類の自然毒発生のメカニズムの把握等、科学的リスク評価を実施する必要がある。

魚類については、シガテラ毒、パリトキシン様毒等、また、貝類については、PSP、DSP、ASP（記憶喪失性貝毒）、NSP（神経性貝毒）等の人体に有害な作用をもたらす様々な自然毒について、その発生メカニズム、抽出・検出方法、汚染実態調査データ等の科学的知見、各国及び国際機関の報告書、規制情報等を収集・整理し、分析を行い、ファクトシート等による情報提供や今後のリスク評価に資するものとする。

### 2. 調査項目

- 1) 魚介類の自然毒汚染実態に係る知見を収集。
- 2) 魚介類の自然毒汚染の発生メカニズムに係る知見を収集。
- 3) 魚介類の自然毒の抽出・検出方法に係る知見を収集。
- 4) 魚介類の自然毒汚染の今後の動向に関する知見を収集。
- 5) 魚介類の自然毒に関する各国の規制情報を収集。
- 6) 1)～5) で収集した知見を整理、分析。

### 3. 調査方法

- 1) 魚介類の自然毒汚染に関する科学論文、各機関の汚染実態に関する報告書、各国の規制に係る情報、国際食品規格委員会の魚類・水産部会、他の国際機関、リスク管理機関における魚介類の自然毒の動向に係る知見を収集・整理する。

収集した資料のうち、今後のリスク評価に重要と考えられるものについては、翻訳を実施する。翻訳を実施する資料に関して、事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官の了解を得ることとする。

なお、調査を効率的に推進するために、学識経験者による調査委員会を設置し、文献検索、文献収集、情報の整理及び分析を行う。

- 2) 上記1) で入手した知見を整理、分析する。

### 4. 報告書の作成

以下の内容を含む報告書を作成する。

- 1) 魚介類の自然毒汚染の発生メカニズム

- 2) 魚介類の自然毒の抽出・検出方法
- 3) 魚介類の自然毒汚染実態
- 4) 魚介類の自然毒汚染の今後の動向に関する知見
- 5) 魚介類の自然毒に関する各国の規制情報
- 6) 1)～5)で収集した知見を整理、分析

#### 5. その他

- (1) 作業の実施に当たっては事前に内閣府食品安全委員会事務局担当官と連絡を密にとることとし、業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、内閣府食品安全委員会事務局担当官の指示に従うこと。
- (2) 本業務により知り得た結果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。
- (3) 入手した外国語の資料については、必要なものについて日本語に翻訳する。
- (4) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。
- (5) 本業務の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合には、当該業務について説明を行うものとする。
- (6) 本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、すべて内閣府に帰属する。

#### 6. 成果物

報告書を印刷物として50部、CD-ROM等の電子媒体で20部提出する。また、「収集した文献」については2部、「購入した資料」については、1部提出する。

#### 7. 作業期間

契約日～平成19年3月30日

#### 8. 履行期限

平成19年3月30日